
プロジェクト **継続企業及び後発事象に関する実務指針等の移管に係る調査研究**

項目 **第 519 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）の審議で聞かれた意見をまとめたものである。

第 519 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

（継続企業と後発事象に関する会計基準の開発の方向性について）

2. 継続企業に関する実務指針と後発事象に関する実務指針をそのまま当委員会に移管するのではなく、国際的な動向及び当委員会において過去に審議された論点も踏まえ検討を行った上で会計基準を開発すべきと考える。
3. 会計基準の開発にあたっては、国際的な比較可能性を考慮することになるが、それに合わせることを前提とするのではなく、我が国固有の制度の特徴を考慮し、コスト・ベネフィットを踏まえた検討を行うべきと考える。
4. 継続企業及び後発事象に関して、国際的な会計基準との取扱いが異なることに関して、これまで財務諸表利用者から、その取扱いを整合させることについての意見は聞かれていない。
5. 検討にあたっては、財務諸表の承認日や財務諸表の公表の承認日の定義を整理することが重要であると考えます。
6. 継続企業と後発事象は、ともに「財務諸表の公表の承認日」という概念を含むが、両者の議論は分けて行う必要がある。

（継続企業に関する会計基準の開発の方向性について）

7. 監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」の「付録」で示されている連結財務諸表注記及び財務諸表注記の文例をガイダンスとして含めるとの考えに賛成する。
8. 国際監査基準 570「継続企業」（以下「ISA570」という）の改正について公開草案が

公表されており、当該公開草案では評価期間の変更が提案されているため、その動向を踏まえ会計基準の開発を進めるべきと考える。改正の最終化までには時間を要することが見込まれるため、その間に過去に審議された論点など短期間で結論が出せない論点の検討を進めるのが良いと考える。

9. 継続企業に関する会計基準を開発する上では、継続企業的前提を判断する主体が経営者か統治機関かを定める必要があるため、この論点を検討すべきと考える。この点、財務諸表利用者が、財務諸表が継続企業的前提に基づき作成されたか否かを判断する上では、企業が実際に継続企業の状態にあるか否かが重要であるため、継続企業的前提を判断する主体は経営者個人の判断ではなく会社の統治機関であると捉えるのが望ましいと考える。

(後発事象に関する会計基準の開発の方向性について)

10. 後発事象の定義に「財務諸表の公表の承認日」の概念について、当該概念を取り入れない場合には会計基準に監査報告書日などの監査の概念が含まれることになるため、取り入れることを検討すべきと考える。
11. IFRS の任意適用企業が増加していることも考慮すると、会計基準の開発にあたっては、国際的な比較可能性を図ることが考えられるが、後発事象に関しては、会社法と金商法に基づく開示制度が併存する我が国固有の状況を前提に、会社法の計算書類における公表の承認日以降に生じた修正後発事象は開示後発事象に準じて取り扱う現行実務が定着しており、これを変更することによる実務負担が大きいと考える。このため、現行制度及び現行実務を前提として会計基準を開発せざるを得ないと考え。
12. 期末日から計算書類の提出期限や税務申告期限が短いという我が国固有の状況や実務負担等を考慮すると、会社法の計算書類における公表の承認日以降に生じた修正後発事象の取扱いについては現行の取扱いを引き継ぐことが適切であると考え。仮に財務諸表を修正する場合、実務的に期限までに決算作業が完了しなくなる懸念がある。

以上